

## 禁止区域(屋外広告物を掲出・設置できない場所)〈条例第7条〉

禁止区域とは、良好な景観を形成し、または風致を維持することが特に強く要請される区域で、以下の場所には広告物を掲出することができません。  
(ただし適用除外があります。)

### 1. 第1種低層住居専用地域

### 2. 第2種低層住居専用地域

### 3. 生産緑地地区

### 4. 文化財等に係る指定地域

文化財等の名称	指定地域
吉志部瓦窯跡	当該地域の全部
七尾瓦窯跡	当該地域の全部
吉志部瓦窯跡(工房跡)	当該地域の全部
ヒメボタル生息地とそのヒメボタル	当該地域の全部
旧西尾家住宅	当該建造物及びその地域の全部
山田伊射奈岐神社本社本殿	当該建造物及びその地域の全部
中西家住宅	当該建造物及びその地域の全部
蔵人稲荷神社本殿	当該建造物及びその地域の全部
江坂素盞鳴尊神社本殿	当該建造物及びその地域の全部

### 5. 森林法に係る指定地域

保安林	垂水神社風致保安林
	素盞烏尊神社風致保安林
	山田伊射奈岐神社風致保安林

### 6. 道路・鉄道に係る指定地域

### 7. 古墳及び墓地